

衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査

この一票 わたしが政治の主役です
棄権せず 投票に行きましょう！



投票日は12月16日です

投票時間は 午前7時から午後6時まで



投票日 12月16日(日)
(公示日は、12月4日)
投票時間 午前7時から午後6時まで
投票所 あなたの入場券をご覧ください

選挙に関するお問い合わせは
津別町選挙管理委員会 (役場議事堂1階町民懇談室)
☎ 76-2155

投票のできる期間
衆議院議員選挙：12月5日
から12月15日までの毎日
国民審査：12月9日から
12月15日までの毎日
投票できる時間
午前8時30分から午後8時
まで

② 衆議院議員選挙では、候補者個人の名前を書く投票と、政党名などを書く投票があり

期日前投票と不在者投票を実施 期間は、12月5日から12月15日まで

投票日に用事のある人は
期日前投票の活用を
期日前投票は、仕事や旅行、冠婚葬祭など投票日に投票できない人が、事前に投票を済ませておく制度です。手続きも簡単で印鑑も必要としませんので、投票日に旅行など予定されている方は、棄権しないよう事前に期日前投票をしておくことをお勧めします。

衆議院は12月5日から
国民審査は12月9日から

津別で投票できる人は
20歳以上で、住民登録しており、
現に居住している人です。

9月3日以前に住民登録し
町内に住んでいる人が対象
津別町の投票所で投票できる人は、
①平成24年9月3日までに津別町に住民登録され、引き続き町内に住んでいる人。
②平成4年12月17日以前に生まれ引き続き町内に住んでいる人。

投票時間は午前7時から
午後6時まで

投票場所は、あなたの入場券に書いてあります。必ず確かめましょう。

最初は衆議院議員
小選挙区の投票です
はじめに、小選挙区選出議員選挙(小選挙区)の投票を行います。
オレンジ色紙に黒色インク刷りの投票用紙に「候補者の名前」を記入します。

ます。間違つて書くとならぬので注意しましょう。

投票の場所
津別町選挙管理委員会(役場議事堂1階の町民懇談室)

町内で投票できない人は
不在者投票の活用を

平成24年9月4日以降にほかの市町村から津別町へ転入して住民登録し、引き続き住んでいる人は、以前住んでいた市町村で投票することになります。

投票する方法は、
①直接投票に行く 選挙当日に、以前住んでいた市町村に行き投票します。同様に、事前に行つて期日前投票もできます。
②郵便で請求する 以前住んでいた市町村の選挙管理委員会に投票用紙を請求し、津別町で投票します。この方法は数日を要しますので、請求は早めに行いましょう。

次に比例代表と
国民審査の投票です

次に、比例代表選出議員選挙(比例代表)と最高裁判所裁判官国民審査の投票を同時に行います。
比例代表は、薄い青色紙に赤インク刷りの投票用紙に「政党名やその他の政治団体名」を記入します。
国民審査は、白色紙に黒色インク刷りで裁判官の名前が書いてあります。「辞めさせた方がよい」と思う裁判官にはその名前の上の欄にx印を書きます。辞めさせなくてよいと思う裁判官には、何も書かないでください。x以外の記号(や)を書くとならぬです。

投票の注意
①入場券は、あなたが選挙人であることを証明するものであると共に、受付や投票用紙交付の整理券でもあります。忘れずに持参しましょう。

重度の障がいの方は自宅で投票

選挙管理委員会が
事前に証明書を発行

身体に重度の障がいがあるため、投票所へ行くことのできない人は、自宅で投票することができます。この制度を利用される人は、選挙管理委員会から事前に「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。すでに交付を受けている方は、証明書の有効期限を確認してください。詳しくは選挙管理委員会にお問い合わせください。

即日開票します

午後8時から
中央公民館で実施

開票は、即日開票で当日の午後8時から中央公民館で行います。
一般参観人の入場は、午後7時30分の予定です。会場で参観人名簿に記入し、所定の場所で静かに参観してください。

